

I. 新元.

II. 分析人主关系.

1. 17日

2009年5月1日 2009年4月21日

(1) '株式会社が取締役会設置会社である'(299条1項2号)にあると、'株主総会の目的である事項'(298条1項2号)を審問も通知しななければならない(299条4項)。

(2) 本件定時総会の本件招集通知には、
本件議案1の議題である「定款変更の
件」、本件議案2の議題である「新株新
株式発行の件」という会議の目的事項が
何れも記載されている。

(3). 甲は非公開会社であり、(1)の適用を受ける。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

高等司法研究科
〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入欄
商法 第2	

から、(2)の主張は 299条4項に反する。

2. 27日.

(1) 199条3項は、「募集株式の払込金額」(199条1項2号)が「募集株式を引受ける者に特に有利な金額」である場合には、「株主総会」で取締役はこれに必要にして説明を要することを求める。

(2) 本件定時総会において、取締役Cは2万円と1株当たり1の払込金額は合理的な価値として中立的な専門機関が算出した値であると説明している。これは虚偽の説明であるから、忠告義務(355条)に反するほか、199条3項の説明に当たらない。

(3) 以上、355条、199条3項の違反がある。

3. 無効であるとの主張。

先に書いた通り、828条1項2号の無効事由とはいかなる場合を指すか、決定されている問題になる。

(2) この点、非公開会社は既存の株主の地位が特に重要になるため、既存の株主の意思に反する株式発行がなされた場合には無効になると解すべきである。

(3) 上述の1. 2で述べた通り、何れも本件定時総会において株主の意思を反映して行われた。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

2 / 7 ページ

高等司法研究科
 (令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙)

科目名	受験者記入欄番号
商法 22	

が及第とされたと言えないことを示している。

よ、1. ~~無効~~ 無効事由にある。

Ⅳ. 主張の当否 ← **位置付けが不明か? せん。**
主たる主張の根拠は何だ、1-9? とは? する。

1. (1) 株主総会決議の取消の訴え(831条)は
 形成の訴えである。よ、1. 取消前に株主
 総会決議の取消事由の主張を述べ、
 その訴えは遮断される。

(2). 上述のBの主張は何れも本件発時総会
 の取消事由にある。よ、1. 主張は許され
 らないといふとはいふ。

(3) この点、Bは株式発行無効の訴えの
 前にあらゆる株主総会決議の取消
 の訴え(831条)を起し、その旨が上述
 の「持株の継続」、「法人格の喪失」等と主張
 し、~~取消~~ 本件決議1、2を取消すべき
 とも思われる。828条取消の「一年」を超過している。

(4) しかし、取消の訴えには時間を要するため、
 3ヶ月(831条1項)以内であれば、株式発
 行無効の訴えが主張することとせしめらるべき
 である。

(5) 令和2年5月14日現在、令和2年3月25日
 から3ヶ月以内であるため、取消事由の
 主張は許されらる。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

7 / 7 ページ

〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

2. (1) 17日の事案について、被告は時給1万1千円を主張している。原告は主張している。株主の意思に反する。株主総会とはいえるものの、18日のこと。

(2) この点、299条4項の趣旨は前記7株主に決議の目的を知らせ、承認の時間を与える点にある。

(3) おおむね株主総会の場を説明して、その瑕疵は治癒される。

3. (1) 27日の事案について、高度の経費の発生する事項であり、説明の必要性は認められる。

(2) また、本来4万円のところ、2万円で行ったことは特に有利である。

(3) そして、Cの説明した事項は、4万円と2万円とあり、説明したうえで済ませるべきものである。

(4) 新株、株主総会の場でもおおよそBの同意を求めた旨の目的がある。

(5) また、高度の経費の発生性は認められる。

4. 以上からBの主張は認められる。

4 / 7 ページ

第2.設問2(1).

別項目で
最
大
の
株式
数
を
求めよ

1. 本株株式併合の効力が発生すれば、本件
優待株式の数が2株に1株になり、P. Qの
所有する株式はそれぞれ2,500株となる。

2. (1) 株主は「株主総会において」本株式1株に
つづいて1個の議決権を有する(308条
1項)。

株式
数
を
求めよ

Pは株式を半分に減らすことになり、
議決権も半減することになり不利益を受ける。

3 (1). 甲社の定款によると、本株優待株式は1株
につき1,000円の配当優待額を特許として
本件普通株主と同じく配当を受けることが
できる。

(2). 株式数が半減すれば、上述の配当も
半減することになり半減することになり不利益を
受ける。

~~第2.設問2(2)~~

お.

4 (1) 「総株主の議決権の百分の三」以上の

この視点で
求めよ

議決権を有する株主は、「株主
総会の招集を請求」できる。(297条1項、2項)

(2) Pは甲社の発行済株式9万株のうち、5000
株を有している。これは百分の三を超えており、

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

5 / 7 ページ

高等司法研究科

〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入欄
商法 22	

また、Pは 本件株式発行から2年経過しているため、株主には招集の請求（297条1項、2項）が与えられる。

(3) ①. 株式係令に利議決権が与えられている旨の三七下回りの招集を請求できないから、
第23、設問2(2)。

①. ①. 182条の3にもある。株式係令が「法」に反し、株主が不利を受けるおそれがあることを株主は請求できる。

(2) さらに、Pとしては、本件優先株式の対して株式係令し、その他の普通株式については株式係令しないことが、株主の平等（109条1項）の「法」に反し、前問設問2(1)で述べた「不利さ」を受けることと理由に本件株式係令を認めることが請求されることになる。

2. ①. 総株主の議決権の「三七」以上の議決権を有する株主は株主総会の招集を請求できる。（297条1項、2項）
Pは2年前から甲社の株式を5,000株以上所有している。そこで、本件株式係令を中止することを議題として、その招集の請求をすることが認められる。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

6/7ページ

招集の請求は、
本件株式係令に
対しての招集の
請求が認められる。

以上

(感想) 書くことは決めたから書き始めよう。

✓ ②(2) の時 ~~を~~ 最終的時点では1m以上あり、

明らかに②は何か論点を落とすところと見て

いろいろ探したけれど見つからなかった。

✓ ところが今年のは前年の司法試験と違って

10 だが、昨年度と比べてかなり感じに似て(設題、
毎年同じような設題の性質と解答の傾向の招集など)。

15 設問1の1で、
表現が丁寧で、
ポイントに丁寧。まずが、司法試験は昨年のようだが
思えばもう一度あるというよりは本当なら
と感に、最近の問題の重要性をむしろ感じた。

✓ また、構成としてはしっかりと意見と目と採点面が

設問1で、
表現が丁寧で、
ポイントに丁寧。②にも思考回路が伝わるように工夫した。これは
書き手から見ていたのが、同じ内容でくり返すようなミス、
おこっていた。全体の全体イメージが見えてくる書き手
だった。

○ 設問1の全体の構成が分りにかたいた。

○ 必ず三段論法で考えよう。

20 ○ 全員出席総論(設問1)、少数の解立論(設問
2(1))など細心に気が付いたのは良かった。
ので、上記2点を確認して書きよう。